

# 第1章 総則

## 1-1 目的

火薬類取締法に基づき滋賀県知事に行う申請、届出および報告（本手引において「申請等」という。）の基準を定める。

## 1-2 用語の定義

「法」	火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）
「令」	火薬類取締法施行令（昭和 25 年政令第 323 号）
「規則」	火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号）
「例示基準」	火薬類取締法施行規則の機能性基準
「権限特例条例」	滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 71 号）

## 1-3 法に基づく申請等のうち滋賀県の市町で処理する事務

権限特例条例第 2 条に基づき、下記に掲げる事務については市町で行う。

- (1) 建設用びょう打ち銃用空包、救命索発射銃用空包および煙火に係るもの
  - ア 法第 11 条第 3 項の規定による規則第 15 条第 1 項の表(5)の項に掲げる者に対する命令
  - イ 法第 25 条第 1 項の規定による消費の許可
  - ウ 法第 25 条第 3 項の規定による消費の許可の取消し
  - エ 法第 43 条第 1 項の規定による消費場所および保管場所への立入検査、質問ならびに収去
  - オ 法第 45 条の規定による措置
  - カ 法第 46 条第 2 項の規定による報告の徴収
  - キ 法第 47 条の規定による指示
  - ク 法第 52 条第 1 項の規定による意見の聴取
  - ケ 法第 52 条第 2 項の規定による滋賀県公安委員会への通報
  - コ 法第 52 条第 4 項の規定による滋賀県公安委員会からの措置の要請の受理(ア、ウおよびオならびに(2)イに掲げる事務に係るものに限る。)
  - サ 法第 52 条第 5 項の規定による通報の受理
  - シ 法第 52 条第 6 項の規定による通報の受理の報告
  - ス 規則第 81 条の 14 の規定による同条の表第 11 号に掲げる届出書の提出の受理
- (2) 建設用びょう打ち銃用空包および救命索発射銃用空包に係るもの
  - ア 法第 17 条第 1 項の規定による火薬類の譲受けの許可

- イ 法第 17 条第 3 項の規定による火薬類の譲受けの許可の取消し
- ウ 法第 17 条第 4 項の規定による譲受許可証の交付
- エ 法第 17 条第 7 項の規定による譲受許可証の記載事項の変更の届出の受理および書換え
- オ 法第 17 条第 8 項の規定による譲受許可証の再交付
- カ 令第 2 条の規定による譲受許可証の返納の受理
- キ 規則第 81 条の 14 の規定による同条の表第 15 号に掲げる届出書の提出の受理

#### 1-4 申請等の様式

申請等の様式で火薬類取締法施行規則に定めのあるもの（以下「規則様式」という。）については、経済産業省ホームページを参照する。なお、本手引きに定めのあるものは、その様式とする。

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/gunpowder/hoan/shinsei.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/gunpowder/hoan/shinsei.html)

#### 1-5 申請等の提出先

主な申請等の提出先および手数料の有無を以下に示す。

区分	提出先 ※1	根拠法令	手数料 ※2
製造営業許可申請（火薬若しくは爆薬を製造する製造所であってこれを原料として信号えん管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの又は産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみを製造所に限る。以下、この表において「煙火類」という。）	県庁	法第 3 条	要
製造施設等変更許可申請（煙火類に限る）	県庁	法第 10 条	—
製造施設完成検査申請（煙火類に限る）	県庁	法第 15 条	要
製造施設軽微変更届出（煙火類に限る）	県庁	法第 10 条	—
製造営業許可申請書記載事項等変更報告（煙火類に限る）	県庁	規則第 81 条の 14	—
危害予防規程認可または変更認可申請（煙火類に限る）	県庁	法第 28 条	—
危害予防規程変更届出（煙火類に限る）	県庁	法第 28 条	—
特定施設保安検査申請（煙火類に限る）	県庁	法第 35 条	要
製造営業廃止届出（煙火類に限る）	県庁	法第 16 条	—
製造施設等休止届出（煙火類に限る）	県庁	規則第 44 条の 2	—
製造保安責任者等選解任届（煙火類に限る）	県庁	法第 30 条 法第 33 条	—

区分	提出先 ※1	根拠法令	手数料 ※2
製造年度報告（煙火類に限る）	県庁	規則第 81 条の 14	—
販売営業許可申請	県庁	法第 5 条	要
販売営業許可申請書記載事項等変更報告	県庁	規則第 81 条の 14	—
販売営業廃止届出	県庁	法第 16 条	—
販売年度報告	県庁	規則第 81 条の 14	—
火薬庫設置等許可申請	県庁	法第 12 条	要
火薬庫完成検査申請	県庁	法第 15 条	要
火薬庫軽微変更届出	県庁	法第 12 条	—
火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更届出	県庁	規則第 81 条の 14	—
火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更報告	県庁	規則第 81 条の 14	—
火薬庫保安検査申請	県庁	法第 35 条	要
火薬庫承継届出	県庁	法第 12 条の 2	—
火薬庫用途廃止届出	県庁	法第 16 条	—
火薬庫休止届出	県庁	規則第 44 条の 2	—
火薬庫外貯蔵場所指示申請	県庁	法第 11 条	—
火薬庫出納年度報告	県庁	規則第 81 条の 14	—
譲渡許可申請	県庁	法第 17 条	要
譲受許可申請 ・建設用びょう打ち銃用空包および救命索発射銃用空包に係るものを除く ・建設用びょう打ち銃用空包および救命索発射銃用空包に係るもの	県庁 市町	法第 17 条 権限特例条例 第 2 条	要
譲渡または譲受許可証書換申請	※3	法第 17 条	—
譲渡または譲受許可証再交付申請	※3	法第 17 条	—
消費許可申請 ・建設用びょう打ち銃用空包、救命索発射銃用空包および煙火に係るものを除く ・建設用びょう打ち銃用空包、救命索発射銃用空包および煙火に係るもの	県庁 市町	法第 25 条 権限特例条例 第 2 条	—
消費許可申請書等記載事項変更届出	※3	規則第 81 条の 14	—

区分	提出先 ※1	根拠法令	手数料 ※2
消費年度報告	※3	規則第81条の14	—
取扱保安責任者等選解任届出 ・火薬庫にかかるもの ・消費にかかるもの	県庁 ※3	法第30条 法第33条	—
廃棄許可申請	県庁	法第27条	—
廃棄許可申請書記載事項変更届出	県庁	規則第81条の14	—
保安教育計画認可または変更認可申請	県庁	法第29条	—
定期自主検査計画届出	県庁	法第35条の2	—
定期自主検査報告	県庁	法第35条の2	—
安定度試験報告	県庁	法第36条	—
火薬類所有権取得届	※3	規則第81条の15	—
火薬類運搬届出	公安	法第19条	要
保安責任者免状交付申請	県庁	法第31条	要
保安責任者試験願書提出	協会	法第31条	要

※1 提出先は、以下のとおり

県庁：滋賀県防災危機管理局 消防・保安係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3433

市町：提出先は、申請等を行う者の所在地または消費場所を管轄する消防本部または町役場

公安：都道府県公安委員会

協会：滋賀県火薬類保安協会

※2 手数料が必要なものは「要」、不要なものは「—」で示す。

※3 許可権限者に提出

## 1-6 手数料の徴収の方法

### (1) 手数料の額

申請に必要な手数料の額は、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の別表第41に定めるものとする。

### (2) 手数料の徴収の方法

申請に必要な手数料は、滋賀県収入証紙条例（昭和39年滋賀県条例第15号）第2条により、滋賀県収入証紙で徴収する。

## 1-7 申請の提出期限

許可を伴う申請については、許可を受けたい日の1月前に行うものとする。

## 1-8 申請等にあたり留意する事項

(1) 法、令、規則、例示基準、法関係告示および法に関する通達に基づき申請等を行うものとする。

(2) 申請等の記載

ア 氏名又は名称

(ア) 法人にあつては、登記上の商号または名称とする。

(イ) 個人にあつては、住民票の氏名とし、屋号がある場合は併記する。

イ 代表者氏名

(ア) 法人にあつては、登記上の代表者とする。ただし、申請等の一切の権限を登記上の代表者から委任された者（代表者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者）（以下この章において「委任された者」という。）については、その者とする。その場合、様式第1-3号の委任状を提出する。

(イ) 個人にあつては、申請者とする。

ウ 事務所所在地

(ア) 法人にあつては、登記上の所在地とする。ただし、委任された者については、その者の在籍する所在地とする。

ただし、法人の代表者が申請する場合で、火薬類の消費を行うものの現場事務所等がある場合は、その現場事務所等の所在地、電話番号および名称を事務所所在地欄に併記する。

(イ) 個人にあつては、住民票の住所または屋号を併記した場合はその所在地とする。

エ 代表者住所

(ア) 法人

a 代表者の住民票の提出が必要な申請等にあつては、法人の登記上の所在地または住民票の住所とする。

b 代表者の住民票の提出が不要な申請等にあつては、登記上の所在地とする。ただし、委任された者については、その者の在籍する所在地とする。

(イ) 個人にあつては、住民票の住所とする。

### 1-9 各章において共通する様式

提出書類名	様式	備考
滋賀県収入証紙貼付書	滋火様式 第 1-1 号	
法第 6 条の欠格事由に該当しない誓約書	滋火様式 第 1-2 号	法人と個人で別様式
委任状	滋火様式 第 1-3 号	